

答申第 944 号

諮問第 1285 号

件名：愛知県教育委員会各課室の情報公開担当者の氏名がわかる文書の不開示
(不存在) 決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「社会活動推進課に対する開示請求 愛知県教育委員会各課室の情報公開担当者の氏名がわかる文書 H20 年度～H24 年度」の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 3 月 31 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 4 月 14 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の不開示理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、愛知県県民生活部社会活動推進課（当時。以下「社会活動推進課」という。）が管理している文書のうち、愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に属する課室について、情報公開事務を担当している職員の氏名が記載された文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

社会活動推進課が所掌する事務を遂行するに当たり、教育委員会に属する課室から文書の取得あるいは教育委員会への文書の送付等はあるものの、特段、教育委員会における情報公開担当者の氏名について把握する必要がなく、また、当該請求対象文書を作成又は取得していない。

念のため、社会活動推進課において、本件請求対象文書を探索したが、存在しなかった。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した不開示理由説明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、社会活動推進課が管理する文書のうち、教育委員会に属する課室において情報公開事務を担当している職員の氏名が記載された文書で、平成 20 年度から平成 24 年度までの間に作成又は取得したものであると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

当審査会において検討したところ、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 6. 18	諮問
27. 8. 31	実施機関から開示理由説明書を受理
27. 9. 4	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 5. 25 (第489回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 11. 24 (第537回審査会)	審議
2. 7. 9 (第597回審査会)	審議
2. 8. 14	答申